

業務委託申込書

平成 年 月 日

SBI債権回収サービス株式会社 御中

住所	〒				
組合員 (甲)	所屬組合: 愛媛県自動車整備商工組合 (組合コード:20-519)				
	フリガナ:				
	会社名:				
	代表者: 印				
電話		FAX		担当者	

甲は、以下の規定を了解のうえ、本申込書を上記組合を経由して貴社に提出することにより、SBI債権回収サービス株式会社(以下「乙」という。)に業務を委託します。

規定

1. 委託業務

甲は、乙に対し債務者に対する集金代行業務を委託します。

2. 委託債権の特定

甲は、所定の「依頼書」に債務者ならびに債権の内容および金額等の債権を特定するために必要な事項を記入して乙に提出するものとします。

3. 回収金の精算

(1) 乙が債務者から回収した金銭の精算は、乙の報酬額(入金額の30%に相当する金額)およびその消費税相当額を差し引いた残額を次の甲の口座に送金することにより行うものとします。

金融機関名		コード		支店名		コード	
口座種別	当座 ・ 普通	口座番号					
カナ口座名義				連絡先			

(2) 前項の精算は組合経由で行うものとします。

(3) 委託債権につき、「依頼書」を乙が受領した後乙の回収以前に債務者から甲に直接入金があった場合は、甲は、乙の報酬として当該入金額の30%に相当する金額およびその消費税相当額を乙に支払うものとし、この場合甲は直ちに所定の「入金報告書」をFAXにより乙に送信して報告するものとします。

4. 二重請求の防止

債務者の混乱およびクレーム発生の大きな要因となる二重請求を防止するため、第2条の委託債権について、甲は「依頼書」の提出と同時に債務者に対する直接の請求を止め、これを乙に一任するものとします。

5. 委託の停止

(1) 甲は、全部または一部の債権について業務の委託を停止する必要があるときは、直ちに乙に停止の申し出を行うことができるものとします。

(2) 前項にかかわらず、以下の場合は原則として委託の停止は認められないものとします。

- ① 同一の債務者より乙に対して毎月継続して弁済がなされている場合
- ② 特定の債務者と乙との間において、弁済にかかる交渉が行われている場合

6. 個人情報の保護

(1) 甲は、債務者およびその関係者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律およびガイドラインを含む関係法令を遵守し、これを管理するものとします。

(2) 前項の個人情報につき、漏洩等の事故が生じた場合、甲は直ちに組合および乙に報告するものとします。

(3) 前項の事故が、甲の故意または過失により生じた場合は、甲はこれにより債務者等に生じた損害を賠償し、自ら誠意をもってその解決にあたるものとします。

7. 紛争の解決

(1) 特定の委託債権につき、第2条により委託する以前に発生した債務者との間の紛争については、甲は自らの責任で解決するものとします。

(2) 本業務委託について、万一甲乙両者の間に訴訟の必要が生じたときには、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上